

牟婁沙彌者、榎本氏也。中略發願如法清淨奉寫法花經一部、專自書寫。中略供養之後、入於塗漆皮篋、不安外處、置於住室之翼階時々讀之。

〔法隆寺伽藍緣起并流記資財帳〕合櫃。篋捌拾貳合

丈六分白篋。貳合 右天平八年歲次丙子二月廿二日、納賜平城宮皇后宮者、

佛分漆。渥篋。參合

法分漆。渥篋。漆拾漆合。廿合寺造者

伍合 右養老六年歲次壬戌十二月四日、納賜平城宮御宇天皇者、

貳合 右天平元年歲次己巳仁王會、納賜平城宮御宇天皇者、

伍拾合 右天平六年歲次甲戌三月、納賜平城宮皇后宮者、

〔吾妻鏡十五〕建久六年三月廿九日癸丑、將軍家源朝招請尼丹後二品宣陽門院御母儀、於六波羅御

亭給、御臺所姫君等對面給、有御贈物、以銀作時篋、納砂金三百兩、以白綾三十端、飾地盤云云、

〔下學集下〕柳篋ヤキハコ。編編柳枝柳枝之、器財也。一尺四方也。

〔饅頭屋本節用集財寶〕柳篋ヤナイバコ。

〔書言字考節用集七〕柳篋ヤナイバコ。俗俗謬謬作作柳葉柳葉、官家官家載載冠翰冠翰及

〔真丈雜記八調度〕一やない箱は柳箱と書也、柳の木を廣サ五分程に三角に削り、いくらもよせてな

らべてすのこの如く、紙よりにて二所あみたる物也、長さもはゞも、上に居る物の大小によりて、

長短不定也、足は折敷の足の如くにて、くりかたなし、それを紙よりてゆひ付る也、柳箱といへど、

も箱にはあらず、臺の様なる物也、是には何をのする物と云定めもなく、えぼし冠經文書籍硯筆

墨の類、何にても相應の物をのする也、進物なども臨時にのする事有べし、ある人の云、近代用る

柳箱は、柳箱のふた也、足は則柳箱のふたのさん也、野宮宰相殿定基のもとにて、古の柳箱を見た